

○厚生労働省告示第九十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十四日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第2の3の表中

ユビデカレノン	0.03	0.03	0.03
---------	------	------	------

を

チオクト酸	0.01	0.01
ユビデカレノン	0.03	0.03

に改める。

別表第4の2の表中

パラメトキシケイ皮酸	20	20	20	8.0
2-ヒタルヘキシル				

パラメトキシケイ皮酸	20	20	8.0
2-ヒタルヘキシル			
2,4-ビス-[4-(2-ヒタルヘキシルオキシ)-2-ヒドロキシ]ニル]-6-(4-メトキシニル)-1,3,5-トリ	3.0	3.0	

に改める。

アダム

—

—

—

—